



| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     |        | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 局名  | 所管局部課等            |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|-----|-------------------|
|       |           |           |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下          | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |        |     |                   |
| 9     | R2. 5. 14 | R2. 5. 25 | (1) 令和2年5月5日教育委員会臨時会次第<br>(2) 第40号議案関係資料  | 6   | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 教育庁 | 教育庁総務部教育政策課       |
| 10    | R2. 5. 20 | R2. 5. 27 | 「平成26年度東京都立高等学校入学者選抜学力検査結果に関する調査報告書」の決定・公表及び配布について  | 30  | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 教育庁 | 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 |
| 11    | R2. 2. 18 | R2. 5. 15 | ・都立深沢高等学校和太鼓部部則<br>・東京都教育例規集記載「体罰の禁止並びに暴力の否定について」<br>・東京都立深沢高等学校プール管理マニュアル<br>・プール日誌  | 13  | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 教育庁 | 都立深沢高等学校          |
| 12    | R2. 2. 18 | R2. 5. 15 | ・平成29年12月25日 深沢高校にて、生徒が記載するクラス日誌<br>・深沢高校の生徒指導提要（平成28年～31年を含む）<br>・深沢高校で特別指導がおわり、クラスへ復帰するまでの手順書またその要領などを示す文書（親を呼び出して等）<br>・深沢高校で特別指導期間中に携帯電話（スマートフォン等）を封筒に入れて通常の使用を制限する事の根拠と正当性<br>・特別指導期間中に実施した指導内容の記録の書き方と記録に残す項目が記されている文書（深沢高校のもの）   |     |      |      |     | 1   |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 教育庁 | 都立深沢高等学校          |
| 13    | R2. 2. 21 | R2. 5. 21 | 英語「話すこと」の評価に関するフィージビリティ調査の受験者のアンケート結果<br>平成25年度第1回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成25年度第2回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成25年度第3回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成25年度第4回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成26年度第1回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成26年度第2回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成26年度第3回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成26年度第4回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成26年度第5回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成26年度第6回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成28年度第1回東京都英語教育戦略会議 議事録<br>平成28年度第2回東京都英語教育戦略会議 議事録 |     | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 教育庁 | 教育庁指導部管理課         |
| 14    | R2. 2. 21 | R2. 5. 21 | 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会（第1回）発言要旨<br>英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会（第2回）発言要旨<br>英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会（第3回）発言要旨<br>英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会（第4回）発言要旨<br>平成25年度第5回東京都英語教育戦略会議の議事録  |     |      |      | 1   | 1   |        |             |    |    |    |    |    |    | 1  |    |        | 教育庁 | 教育庁指導部管理課         |
| 15    | R2. 2. 21 | R2. 5. 21 | 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会（第1回）<br>英語「話すこと」の評価に関する検討委員会（第2回）<br>英語「話すこと」の評価に関する検討委員会（第3回）<br>東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第1回）<br>東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第2回）<br>東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第3回）<br>東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会（第4回）   |     |      |      | 1   |     |        |             |    |    |    |    |    |    | 1  |    |        | 教育庁 | 教育庁指導部管理課         |

| 月整理番号 | 請求年月日   | 決定年月日   | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     |        | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等   | 局名  | 所管局部課等             |
|-------|---------|---------|---|-----|------|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--|-----|--------------------|
|       |         |         |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下          | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |  |     |                    |
| 16    | R2.3.4  | R2.5.29 | ・研修会「弁護士による講演会」実施要項<br>・問題行動発生時の対応マニュアル<br>・体育科確認事項<br>・平成31年度生徒指導部規定<br>・I. 指導の加算方法<br>・問題行動の類別と指導基準   | 20  | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    | 個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号）<br>生徒指導について規定した学校内部の基準については、公にすることにより、本校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）   | 教育庁 | 都立深沢高等学校           |
| 17    | R2.3.4  | R2.5.29 | ・生徒から事情聴取した記録の保存期間を定めた（記した）資料<br>・深沢高校の特別指導を行う上で、「規範意識の向上に向けてという冊子」   |     |      |      |     | 1   |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    | ・生徒から事情聴取した記録は教員が作成したメモであり、当該メモは組織共有文書ではないことから、請求に係る公文書は存在しないため<br>・作成及び取得しておらず、存在しないため  | 教育庁 | 都立深沢高等学校           |
| 18    | R2.3.4  | R2.5.29 | ・教員が生徒から事情聴取する際の留意事項や配慮することについて定めているもの及び記載されているもの（東京都）  | 51  | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 教育庁 | 指導部管理課             |
| 19    | R2.3.9  | R2.5.28 | 平成31年度文化プログラム・学校連携事業実施報告書   |     |      | 1    |     |     |        |             |    | 1  |    |    |    |    |    |    | 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）   | 教育庁 | 教育庁指導部管理課          |
| 20    | R2.3.31 | R2.5.26 | ・平成29年度都立高等学校図書館管理業務委託における契約方法の変更について<br>・平成27年度文書管理基準表   |     | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 教育庁 | 教育庁都立学校教育部高等学校教育課  |
| 21    | R2.3.31 | R2.5.29 | 東京都教育委員会（都立学校）共通事案に係る文書保存期間表（平成27年4月1日施行）   |     | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 教育庁 | 教育庁総務部総務課          |
| 22    | R2.3.31 | R2.5.29 | 文書管理基準表（H27）  |     | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 教育庁 | 東京都立荻窪高等学校         |
| 23    | R2.3.31 | R2.5.29 | 文書管理基準表（H27）  |     | 1    |      |     |     |        |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 教育庁 | 教育庁中部学校経営支援センター管理課 |
| 24    | R2.2.14 | R2.5.29 | 東京都教育庁において、行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について次の事項について開示請求致します。<br>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼がなされてから審査委員会へ「理由説明書」提出されるまで平成元年度より現在まで<br>(1) 3ヵ月以内 (2) 3ヶ月以上6ヶ月以内<br>(3) 6ヶ月以上～<br>以上の全ての“事実”が証明できる“証拠”を開示下さい。以上   | -   |      |      |     |     | 1      |             |    |    |    |    |    |    |    |    | 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。  | 教育庁 | 教育庁総務部総務課          |
| 25    | R2.3.2  | R2.5.1  | 1 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成27年以降～現在までのもの全て。延長期間が<br>(1) 3ヶ月未満のもの (2) 3ヶ月以上6ヶ月未満のもの<br>(3) 6ヶ月を超過するもの 以上、全ての“証拠”資料等<br>2 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成27年以降～現在までのもの全てで<br>(1) 「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしたもの」<br>(2) 「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしなかったもの」<br>(3) 2～(2)で「相当の部分につき当該期間内に開示決定等をしなかった」全ての事案につき正当な理由・根拠となる法令・条例等の“証拠”。<br><br>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上<br><br>※本件開示請求3については、各主務課で開示等決定を行う。 | -   |      |      |     |     | 1      |             |    |    |    |    |    |    |    |    | 本件開示請求内容1、2(2)及び2(3)については、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。<br>開示請求内容2(1)については、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。<br>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、本請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが、請求内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務が中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁 | 教育庁総務部総務課          |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日    | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 局名  | 所管局部課等 |           |
|-------|-----------|----------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|--------|-----------|
|       |           |          |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |        |   |        | 8号        |
| 26    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8 | 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。<br>5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。<br><br>以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 27    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8 | 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。<br>5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。<br><br>以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 28    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8 | 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。<br>5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。<br><br>以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 29    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8 | 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。<br>5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。<br><br>以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 30    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8 | 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。<br>5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。<br><br>以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日    | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 局名   | 所管局部課等 |           |
|-------|-----------|----------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|--------|-----------|
|       |           |          |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |        |  |        | 8号        |
| 31    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8 | <p>東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。</p> <p>5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。</p> <p>以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 32    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8 | <p>東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。</p> <p>5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。</p> <p>以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名   | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 局名   | 所管局部課等 |           |
|-------|-----------|-----------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|--------|-----------|
|       |           |           |  |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存在<br>応答拒否  | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |        |  |        | 8号        |
| 33    | R2. 3. 11 | R2. 5. 8  | <p>1 東京都教育庁における平成27年7月以降「情報公開について、その全てにおいて」</p> <p>1 「非開示決定理由」</p> <p>2 「特例延長」について</p> <p>① 「期間延長」</p> <p>② やむを得ない場合のみに認められた「相当の部分」</p> <p>について、その行政運営が不正に実施されている“事実”を正当化する理由・根拠等を法令・条例等の“証拠”により説明下さい。以上</p> <p>1 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成27年以降～現在までのもの全て。延長期間が</p> <p>(1) 3ヶ月未満のもの (2) 3ヶ月以上6ヶ月未満のもの</p> <p>(3) 6ヶ月を超過するもの 以上、全ての“証拠”資料等</p> <p>2 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成27年以降～現在までのもの全てで</p> <p>(1) 「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしたもの」</p> <p>(2) 「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしなかったもの」</p> <p>(3) 2～(2)で「相当の部分つき当該期間内に開示決定等をしなかった」全ての事案につき正当な理由・根拠となる法令・条例等の“証拠”。</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>本件開示請求内容1、1(1)、(2)、(3)及び2(2)については、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求内容2(1)及び(3)については、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、本請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが、請求内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務が中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 34    | R2. 3. 16 | R2. 5. 15 | <p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等 (IS値・DS値等)の数値・データで東京都が保有する全てのもの)の公文書は何か?各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>  | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行って、開示請求内容は、実施機関において過去に一部開示決定を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>                            | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 35    | R2. 3. 16 | R2. 5. 15 | <p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等 (IS値・DS値等)の数値・データで東京都が保有する全てのもの)の公文書は何か?各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>  | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行って、開示請求内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>                                 | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名   | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     |        | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |  | 非開示理由等 | 局名        | 所管局部課等 |
|-------|-----------|-----------|--|-----|------|------|-----|-----|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|--|--------|-----------|--------|
|       |           |           |  |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下          | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号   |        |           |        |
| 36    | R2. 3. 16 | R2. 5. 15 | <p>東京都教育庁では、都政の「一丁目一番地」と標榜される「情報公開」が不適切に実施され、住民自治の観点から「都民・住民の知る権利」は「行政の説明責任・義務」の不作為により空絵事と成り果てています。どうか都民として、各々住まう市区町村の住民として、単なるお題目である「東京都コンプライアンス基本方針」が本物の“教典”になる事を願います。</p> <p>東京都教育庁総務部法務担当●●●●は、別紙1（●教総法第●号令和●年●月●日弁明書（公文書） 開示請求者が、昨年●月以来、審査請求を五十数件申請しているところ、現在まで1本も答申が成されていないが、このような事態につきどう思うか？問い質したところ『「異常な状態だと思います」との一般的な所感を述べたものである。』との回答をしたものです。しかしながら、今後の情報公開請求では、別紙2（●教総法第●号令和●年●月●日非開示決定通知書）では、当該事案について「請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため」との理由を申し述べています。</p> <p>東京都教育庁では、日野台高校校舎改修工事遅延（約1年）事故について<br/> (1) 特別教室棟校舎改修遅延（約1年）原因について被害者である（プレハブによる学校生活を当初説明より約1年延長させられたことによる機会利益の損失）。<br/> (2) 完成した特別教室棟の耐震偽装疑惑。<br/> (3) グランド改良工事が“土壌汚染（フッ素・鉛）”で“事実”を秘匿して虚偽説明を行った。<br/> (4) 当々事案における「情報公開」の妨害。<br/> (5) これら1・2・3により、当初の校舎改修工事予算から工事増額による都政の財務会計上に約1.7億円の財政負担（税金等に対して負担をかけた）を強いた具体的かつ客観的“事実”があります。</p> <p>1 別紙1の公文書が虚偽でない理由・根拠の“証拠”文書等は何なのか？（決裁文書を含む。）<br/> (2) 別紙1の公文書が虚偽の公文書である理由・根拠の“証拠”文書等は何なのか？（決裁文書を含む。）<br/> 2 別紙2の公文書が虚偽でない理由・根拠の“証拠”文書等は何なのか？（決裁文書を含む。）<br/> (2) 別紙2の公文書が虚偽の公文書である理由・根拠の“証拠”文書等は何なのか？（決裁文書を含む。）<br/> 3 別紙2が「非開示決定通知」となった「非開示決定事由」の具体的かつ客観的な理由・根拠を証明する“証拠”となる法令・条例上の“証拠”の全て。<br/> 4 当該事故事案において、東京都教育庁の東京都情報公開条例上の行政運営における不備（不正）<br/> (1) 情報公開請求における「特例延長」<br/> ①最長1年に及ぶ「期間延長の不適切開示期間」<br/> ②例外的な「特例延長」において「相当な部分」の未決定による妨害行為。<br/> 東京都は、平成28年10月より都立日野台高校校舎改修工事を行うに伴い、同校グランド改良工事を実施しました。しかしながら、途上汚染（フッ素・鉛）の存在の“事実”を同校保護者説明会（平成28年11月17日、同年11月27日及び平成30年7月30日に実施）の際、東京都が作成・交付した資料当時の説明及び保護者からの質疑について土壌汚染の“事実”を秘匿し、虚偽の説明を行いました。又、この土壌汚染（フッ素・鉛）の存在の“事実”について、同校保護者らが東京都情報公開条例に基づく「情報公開請求」を申請した際、13本に及ぶ「特例延長」を行い、「相当な部分」の開示を全く行わず、最長1年超にも及ぶ延期を行いました。これは明らかに情報公開に対する妨害であり、“都民・住民の知る権利”の侵害であると同時に“行政の説明責任義務”の放棄であります。<br/> ③行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」の作成義務の意図的遅延による審査会及び請求人に対する妨害行為。<br/> (2) 各①・②・③と3の各々の関係性を示す“証拠”とは何か？<br/> (3) 各①・②・③と3の各々の関係性を示さないと主張する場合、その証明となる“証拠”は何なのか？<br/> 以上1～4までの全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。以上<br/> ※本件開示請求1、2、4及び4（1）③は、各主務課で開示等決定を行う。</p> | -   |      |      |     |     | 1      |             |    |    |    |    |    |    |    | <p>本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っている。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |        |
| 37    | R2. 3. 16 | R2. 5. 15 | <p>1 貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合、その“事実”を証明する“証拠”文書等の公文書とは何ですか？<br/> 2 1の場合、漏洩事故の被害者である請求者にその“事実”を報告した証明となる“証拠”文書等の公文書は何ですか？<br/> 3 1・2の公文書が無い場合「東京都コンプライアンス基本方針」地方公務員法等の法令・各種条例等の規定等から、公文書の不作為行為が正当化される理由・根拠を証明する“証拠”は何ですか？</p> <p>以上の“事実を証明する”証拠を開示下さい。<br/> 参照 別紙1・2・3・4・5<br/> 別添音声記録●●●●年●月●日生活文化局 ●●●●<br/> 追加 貴部局で個人情報の漏洩事故が発生した場合、都庁内部局の何処に事故報告を行うのか？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>   | -   |      |      |     |     | 1      |             |    |    |    |    |    |    |    | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>   | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |        |
| 38    | R2. 3. 17 | R2. 5. 15 | <p>教育庁においては、過去の情報公開請求において、「特例延長」を決定通知しました。しかしながら、この「特例延長は」期限が最長1年にまで及んだり「特例延長」の理由として「相当な部分」を全く表示しないものなど、不当なもので、更に、何度も「非開示決定しながら、同一のものが突然説明なく「開示決定」になるなど教育庁の「情報公開制度」は適正な行政運営が行われているとは言い難く「東京都コンプライアンス基本方針」を実施しているのか“証拠”を開示下さい。以上</p>  | -   |      |      |     |     | 1      |             |    |    |    |    |    |    |    | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>   | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |        |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等  | 局名  | 所管局部課等    |           |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|-----------|-----------|
|       |           |           |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |   |   |           | 8号        |
| 39    | R2. 3. 18 | R2. 5. 15 | 平成●年●月●日付東京都教育庁総務部総務課「開示請求書の補正について」平成●年●月●日付け開示請求書について、通常開示期間14日間、延長開示期間60日間を超過して「開示請求書の補正」が依頼されました。何故この期間をもって依頼されたのか、その正当なる理由・根拠となる条文、条例を具体的に提示することを請求します。以上   | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 開示請求内容は、実施機関において過去に開示請求却下等を行った請求と同一の請求であり、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。<br>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁       | 教育庁総務部総務課 |
| 40    | R2. 3. 23 | R2. 5. 22 | 貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。<br>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか？<br>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？<br>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？<br>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、とすることを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったとすることを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において<br>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって<br>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する”“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等<br>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)<br>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    | 開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁   | 教育庁総務部総務課 |           |
| 41    | R2. 3. 23 | R2. 5. 22 | 貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。<br>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか？<br>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？<br>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？<br>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、とすることを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったとすることを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において<br>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって<br>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する”“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等<br>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)<br>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    | 開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁   | 教育庁総務部総務課 |           |



| 月整理番号 | 請求年月日   | 決定年月日   | 公文書の件名   | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 局名   | 所管局部課等 |           |
|-------|---------|---------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|--------|-----------|
|       |         |         |  |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |        |  |        | 8号        |
| 42    | R2.3.23 | R2.5.22 | <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。</p> <p>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するの？</p> <p>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？</p> <p>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？</p> <p>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において</p> <p>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって</p> <p>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する「事実」が発生して、これを証明する“証拠”文書等</p> <p>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)</p> <p>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 43    | R2.3.23 | R2.5.22 | <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。</p> <p>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するの？</p> <p>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？</p> <p>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？</p> <p>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において</p> <p>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって</p> <p>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する「事実」が発生して、これを証明する“証拠”文書等</p> <p>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)</p> <p>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 44    | R2.3.23 | R2.5.22 | <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。</p> <p>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するの？</p> <p>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？</p> <p>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？</p> <p>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において</p> <p>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって</p> <p>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する「事実」が発生して、これを証明する“証拠”文書等</p> <p>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)</p> <p>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日   | 決定年月日   | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 局名   | 所管局部課等 |           |
|-------|---------|---------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|--------|-----------|
|       |         |         |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |        |  |        | 8号        |
| 45    | R2.3.23 | R2.5.22 | <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。</p> <p>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのかわ？</p> <p>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？</p> <p>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？</p> <p>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において</p> <p>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって</p> <p>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する「“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等</p> <p>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)</p> <p>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 46    | R2.3.23 | R2.5.22 | <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。</p> <p>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのかわ？</p> <p>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？</p> <p>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？</p> <p>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において</p> <p>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって</p> <p>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する「“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等</p> <p>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)</p> <p>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |
| 47    | R2.3.23 | R2.5.22 | <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。</p> <p>1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのかわ？</p> <p>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠“とは？</p> <p>(3) 個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？</p> <p>2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった“事実”が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)において</p> <p>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって</p> <p>(イ) 世間に公表することによって、自らを罪する「“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等</p> <p>(ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)</p> <p>以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上</p> | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | <p>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 局名  | 所管局部課等 |           |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|--------|-----------|
|       |           |           |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |        |   |        | 8号        |
| 48    | R2. 3. 23 | R2. 5. 22 | 東京都教育庁において、都立日野台高校グランド改良工事の際、その“事実”を秘匿して、東京都情報公開制度における情報公開請求に対し<br>(1) 「期間が最長1年以上」<br>(2) 「相当な部分」の未記載<br>という不適切な業務が行なわれた経緯がありました。<br>当該「期間延長」の正当な理由の根拠となる“証拠”法令・条例等の正当性を示す理由・根拠等の公文書を開示下さい以上。 | -   |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っているが、本件開示請求内容については、実施機関において過去に通知を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。<br>開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。<br>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。<br>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。<br>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁    | 教育庁総務部総務課 |